

改正

平成28年 3月28日告示第60号

令和 7年 3月 5日告示第20号

八幡平市職員の公益通報の処理に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規定に基づく職員からの公益通報の処理に関し必要な事項を定めることにより、公益通報をした者の保護を図るとともに、公正な職務の遂行に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員
- (2) 公益通報 職員が知り得た行政運営上の違法又は不当な行為又はそのおそれのある行為に関して公益を守るための通報をいう。
- (3) 公益通報者 公益通報をした職員をいう。

(職員の責務)

**第3条** 職員は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で公益通報をしてはならない。

- 2 職員は、公益通報に当たっては、客観的事実に基づき、誠実に行わなければならない。
- 3 職員は、当該公益通報に係る第7条第1項の調査に協力しなければならない。

(通報窓口)

**第4条** 公益通報を受け付ける窓口を企画総務部総務課（以下「総務課」という。）に設置する。

(公益通報の方法)

**第5条** 職員が公益通報を行おうとするときは、公益通報書（別記様式）により、企画総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に対し行うものとする。

(公益通報の受付等)

**第6条** 総務課長は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、公益通報者に対し遅滞なく通知するものとする。

- 2 総務課長は、公益通報を受理したときは、公益通報者に対して、不利益な取扱いのないこと及び公益通報者の秘密は保持されることを説明するものとする。
- 3 総務課長は、公益通報を受理したときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(調査の実施)

**第7条** 総務課長は、市長の指示の下に、必要性を十分に検討の上、調査を実施するものとする。

2 総務課長は、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及びその理由を、公益通報者に対し遅滞なく通知するものとする。

3 総務課長は、調査の実施に当たっては、公益通報者が特定されないよう十分配慮するとともに、利害関係人の秘密、信用、名誉等に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

4 総務課長は、調査の実施に当たっては、必要に応じて、関係課等の書類、帳簿等を閲覧し、又は関係職員に公益通報の対象となった事実又は資料の説明を求めることができる。

5 総務課長は、市長及び公益通報者に対し、調査の進捗状況について必要に応じて通知するほか、調査結果を遅滞なく通知するものとする。

(調査結果に基づく措置等)

**第8条** 市長は、第7条第1項の調査の結果、公益通報の対象となった事実があると認めたときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、その内容を公益通報者に対して遅滞なく通知するものとする。

(公益通報者の保護)

**第9条** 公益通報者は、公益通報を行ったことを理由としていかなる不利益も受けない。

2 公益通報者は、公益通報を行ったことを理由として不利益を受け、又は受けるおそれがあると認めたときは、総務課長に対してその旨の通報を行うことができる。

3 総務課長は、前項の通報を受けたときは、当該通報について調査の上市長に報告し、市長は、必要と認めたときは、その改善又は防止のための措置を講じるものとする。

(調査担当)

**第10条** 公益通報に係る事務を処理するため、総務課に調査担当を置く。

2 調査担当は、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

3 調査担当は、公益通報の内容及び公益通報者の個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

4 調査担当は、自己又はその家族が公益通報の対象となったときは、当該公益通報に係る事務に携わることができない。

(資料の管理)

**第11条** 公益通報の処理に係る記録及び関係資料については、公益通報者の秘密の保持に配慮して適切な方法で管理するものとする。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この告示は、平成22年8月20日から施行する。

**附 則**（平成28年3月28日告示第60号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（令和7年3月5日告示第20号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

## 公 益 通 報 書

通 報 者 所 属 氏 名 連 絡 先 電 話 番 号		
件 名		
該 当 す る 法 令 名 及 び 条 項		
通 報 事 実 の 内 容	発 生 日 時	
	発 生 場 所	
	原 因 者	
	法 令 違 反 の 内 容	(できるだけ具体的に記入してください。)
備 考 他にそれを知っている人があれば記載してください。		

\* 調査の参考となる資料等がある場合は添付してください。